

第十三回国会 衆議院 電気通信委員会 議事録 第二十四号

昭和二十七年五月十七日(土曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員

委員長 田中 重彌君
理事 關内 正一君 理事 高垣 三郎君
理事 橋本登美三郎君 理事 長谷川四郎君
理事 松井 政吉君

出席政府委員
電氣通信監 山下知二郎君
電氣通信事務官 田辺 正君
電氣通信事務官(局長) 横田 信夫君
電氣通信事務官(局長) 中尾 徹夫君
電氣通信事務官 中村 寅市君
電氣通信事務官 吉田 弘苗君
電氣通信事務官 中村 寅市君

委員外の出席者
電氣通信事務官 靱 勉君
電氣通信事務官 吉田 弘苗君
電氣通信事務官 中村 寅市君

五月十六日

品野町の電話ケーブル施設強化に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二八〇四号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二二号)

日本電信電話公社法施行法案(内閣提出第二二三三三号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二三三三号)

出第二二四号

○田中委員長 これより開会をいたします。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、質疑を続けます。石川金次郎君。

○石川委員 日本電信電話公社法案についてまずお伺いいたします。国営より公社の経営に移つて参らなければならぬ理由についてお伺いいたしまして、その理由を明らかにいたしておきたいと存じます。わが国における電信電話の事業は、創業以来国営で今日に及びましたが、国営としての経験は四分の三世紀にも及んでおります。その間には一つの業風が生れ出てあつたことと存するのであります。なるほど経営が官僚的であるという非難もありましたけれども、長い間従業員諸君の堅実なやり方に対しては、やはり世の中はこれを非難するもののみではなく、むしろ称賛しておつたと思つております。それを捨てて公社に移つて行くにつきましましては、相当重要な御決心を当局がなされたことであらうと思つて、まして世界の傾向とでも申しましようか、事業が次第に公共的、社会的化せられて来ます場合に、政府がきわめて公共的な事業であると主張しておられる電信電話の事業は、これを国営から公共企業体にかえ、そうして一方、その電信電話事業の一部を国際電信事業として、私企業である会社にこれを委譲する。こういう案を立てられたに

きましては、国営としては電氣通信事業はその使命を達し得ないという見通しがあつてのことか。公社案によるならば、もしくはは公社案によるならば、事業本来の目的の達成に大きな確信を持つておることであらうと思つておる。ありまして、ただ漫然と現に起つておるところの非難をのがれるために、国営から企業体へ、そしてまた一部は公社案へと移つたのではなからうと思つておる。私は、一体今日の国営を本法の公社案に移すことが、また公社案に移して行くことが、はたしてよい経営形態であるのか、よりよく事業の目的を達成し得るものであるのか、当局が言われるところのよりよく電

話、よりよく電信をよりよくする人々といふこと、はたして達成されるかについて疑いを持つております。そこで国営によつては電氣通信事業が国民の要望にこたへ得ない、この原因を明らかにしておきたいと思つておる。あります。政府の提案の説明によりまして、国営においては資金の必要を充足し得ないといふことが、まず第一にあげられておるのであります。しからば従来御当局はその必要なる資金を求めたために、どういふ方法を講ぜられたか。いかに努力されたか。国営なるがゆえに資金の収集がでなかつたのか。他の公共的な企業によるならばできたものが、国営なるがゆえにできなかったものである、そういう事実があつたろうと思つておる。これをま

ずお聞きしたいのであります。○御説明員 答え申し上げます。過去の電氣通信事業におきまして、ただいまお話の通り、まづたく国営形態をもつて一貫して参つたのでございまして、しからば資金面において、過去において国営なるがゆえに困つた点はどうかという御質問のように承りました。が、特に電話事業の沿革を見ますと、これは通信事業といたしまして、当初におきましては一般会計に属しておつた。従いまして資金を求めるときは、特に非常な資本を投下しなければならぬ。従いましてかかる事業におきましては、借入れ資金によるものが原則であるといふことは、皆さんの御承知になるところだと思つております。もちろん電話事業を営みまして、それから上つてくる収入をもつて拡張資金に充てるといふことは、理論的に申しまして、それは結局現在の利用者に大きな負担をかける。将来の利用者の施設といふものを、現在の利用者の料金からまかなうといふことは、やはり認められない原則かと思つております。従いまして一般会計におきまして資金を求めるといたしましては、これは従来の形におきましては、国債によつたことなのであります。ところが公債政策といふものは、もちろん国債の一般行政ではむしろ赤字公債ともいわれたわけでござい

ますが、一方国の全体的な借金、国債のわくに制約されておつたことは事実であります。従いまして過去の電話事業の拡張計画の遂行を見てみましても、容易に十分な資金が得られなかつた。すでに過去におきましては、電話を一本つけるのに三千円、今で申しますれば六十万円というふうな負担も、あえてしななければならないような時代もあつたわけでありまして、そのことは、国債にたよれない場合におきまして、結局電話事業の拡張を何に求めたらいいか、それは電話事業を希望する加入者なり、希望の人から、全額を負担金として、これは借りるのではなくして、とつてしまふというふうな制度が長く行われておつたのであります。そういう点におきまして、もちろん私どもこれを現在におきまして批判いたす場合に、日本の国の財政と申しますに、電話のように金のかかるものにはなかなか借金もできなかったというふうなことであるとするならば、国全体といつたしまして、電話施設といふものはぜいたくなものである、他の、国として施設しなければならぬ施設に比べて、その価値は低かつたものであるといふふうな、一部判断されたものではな

いかと思はれる点も、私も願ひて考へる次第であります。しかし現実の過去の事実といたしまして、国の財政政策の全体のわくから、電話事業に投ぜられた資金といふものは、決して十分でなかつた、国民の需要に対して決して満足なる供給を與えていなかったといふことは、過去におきます事実が

りつぱに証明いたしておると考えるの
であります。その間におきましてわが
國が、いわゆる日清、日露の戦争を経
まして、さらに第一次世界大戦へと、國
の進展が行われました場合におきま
る他のいろいろの施設の発展というも
の、これは民間の資金に依存した点も
ずいぶんあると思ひますが、それらと
比較いたしまして、電話に対する非難
は、過去から長く続いておつたもので
ありますので、一時電話民営論も非常
に真剣に取上げられたときもあつた。
しかしその後いろいろの國の情勢の変
化に伴ひまして、結局今次の戦争に入
つたわけでありまして、その間におき
まして、やはり交通といひますか、
運輸の施設の点が非常に強調されま
して、電氣通信に対しては、現在のとこ
ろで何とかやつてもいいというよう
な一般的な情勢下にあつたのであり
ます。しかも國の必要な政策のもと
に、電話の動員ということも現実に
行われたわけでありまして、そこへ加
えて、大きな戦災を受けた。この施設
の復旧が、他の施設の復旧に比べて容
易でない、非常に多額な資金を要する
という点もあるものでありまして、私
ども過去の電話の拡張計画の変遷を見
ますと、一応長期計画、あるいは三箇年
計画、あるいは五箇年計画といふもの
が設立されて、まさにそれに着手
しますと、すぐ翌年度からあるいは非
募債主義をとられまして、それは國際
情勢とかいろいろな変化に原因してい
ることは事実であります。ところが、
その計画はつづれてしまつたというよ
うな歴史を、数回繰返してゐる次第で
あります。大正年間になりまして、特
別会計の制度も実施されましたが、

の経費を充足するために、大きな戦争
の場合におきましては、納付金といふ
ものを納めなければならぬ。また國の
財政の観点から、特別会計ができた
たが、最低八千万円程度の納付金をす
るというふうな過去の歴史を持つてお
るのであります。この事業というも
のが、十分國民の利用に供せられな
い。これは決してせたいく施設でな
い。經濟活動を例にとりまして、こ
の施設があるために、かえつて能率的
であり、經濟的にできる。もちろん現
在電話の加入者は百三、四十万にすぎ
ませんが、これは私は必ずしも特權的
存在だとは考えない。電話の活用によ
りまして、直接間接にやはり國民全体
の利益に奉仕してゐると考える次第で
あります。しかしなお現在の全体の國
民の數から申しまして、電話がいかに
少いのかというふうな点もはつきりい
しておるものであります。これは一に私
ども財政上の制約が非常に強くあつた
という点を否定はできないのではない
か、こう考える次第であります。

○石川委員 ところで政府が財政上の制
約、國策の制約を受けて、資金を國營に
おいては豊富ならしめることができな
かつたと承るのであります。しかし
そういう制度を改善して、資金を持つ
て来るような方法を、何か考えられて
努力したのであります。特別会計に
なりまして以後は、そういう趣旨で特
別会計になつたと承つておるのであり
ますが、その制度があるならば、その制約
があつても、その制約をできるだけ排
除して、資金導入のために通信當局
がどのような努力をせられたか、どう
しても不可能であるかといふことをお
聞きしたい。國營であれば資金収集が

絶対不可能であるか、私はそうは思わ
ないものであります。
○〇〇〇〇〇〇 理論的に申しまして、國
營であるがゆゑに資金が集まらぬとい
うようなことはなかりかと思ひます。そ
れから過去においていかに努力をし
たか。私も先輩の方々が常に必死の
努力をされておつたと思ひます。しか
しながら實際の結果というものは、た
だいま申し上げた通りでございますし
て、従ひまして國債を募集すること
が、政府の政策としていかに、あるい
は非常に縮減されたといふような場合
におきましては、先ほど申したよう
に、利用者負担を課して行く。こう
いふような非常に特權といひますか、
電話へ加入するのには、きつめて金がある
者でなければ電話に入れぬ、当時の貨
幣価値から見れば非常に大きな負担を
しなければ、電話に加入できないのだ
というふうな方法をとりざるを得なかつ
たと同時に、できるだけ民間資金の
利用をという考えで、加入者に負担さ
せることも一つの民間資金の利用では
あります。が、國營電氣通信会社をして
あるいは長距離ケーブルを建設提供さ
せる。海外通信の無線施設も急速に拡
充するために、日本無線電氣株式會社
をつくりまして、設備の提供を受け
る。これはみな一般の民間の資金を利
用したのであります。また同時に、当
時わが國といつたしましては、大陸方面
に、相當通信的にも進出して行つた。
それらの施設というものは、結局國の
金でやつたものではないのでありま
す。満洲におきましてもそうでありま
す。民間の金を利用してゐる。過去
の電氣通信を担当された方々は、資金
の獲得に非常に努力された。理論的に

は、もちろんここに國家が最重點を置
いて拡張整備されたならばもつとでき
たかと思ひますが、しかし國全体の財
政政策、資金の配分と申しますか、そ
れらの現実の姿は、過去においてそう
であつた。そのことはやはり一つの國
の事業として、一般の國の行政あるい
は軍事的な制度、それらの問題との兼
ね合ひで、やはりなかなか十分資金
が得られなかつた、私もさういふ
うに考える次第であります。
○石川委員 ある時代にある政府が、
一つの財政計画とか、經濟計画を立て
て、電氣通信事業への資金を出さない
としても、今現在の政府が、この電氣
通信事業の重要性を認めて、國民とこ
の電氣通信事業とが密接したものであ
る、一國の經濟とか、産業とか、一切
の文化が、これを基礎として進められ
るものである、さらにこの通信事業に
よつて生産費も安くなるものである、
こういう認識を立てば、政府が政策を
かえることができるのではないか。そ
ういふ政策をかせ得るならば、公社に
せうとも、資金といふものは入つて来
るところの道があると思ふ。その努力
をしないで、公社といふものに持つて
来る理由といふものがわからない。そ
れではさらに進んでお尋ねいたしま
す。公社になつたならば、言うところ
の資金が入つて来るという御自信があ
るのかどうか、御確信があるのか。た
とえばこの法を見て参りますと、まず
説明においては、所要の資金は民間に
求めることはできない、こゝ言つてお
る。そうしてしかも電氣通信事業に入
つて来ますところの資金を見ると、五
條の二項で、政府の公社に対する一つ
の追加支出が予定されてゐる。この五

條の二項による追加支出について、政
府はどのような話合ひができ上つて、
どのような額の資金が入るといふこと
の見通しを持つてゐるのか。また六十
二條の資金調達の規定を見て参ります
と、長期借入金、一時借入金、電信電
話債券の発行によつてゐる。國營でこ
れが発行できないはずはないのであり
ますが、とにかくこの発行の方法を講
ずる。これでどれほどの資金が入つて
来るという一つの御確信があるか、見
通しがあるか。六十二條の五項によつ
て推察いたしますと、外國よりの借
入金があるのだといふことを予想する
法文だと思ふのであります。一体外國
から資金をどれだけ本事業に持つて
来るという見通しを立ててゐるのか。
六十四條は政府貸付の規定でありま
すが、公社に対し、政府がどれほど貸付
をやるというのか。一体公社になるが
ゆゑに、國營ではできなかった資金が
これほど莫大に入つて来るのか。もち
ろんこれは入つて来るのだという成案
によつてこの案をおつくりになつたの
だと思ひますが、この点に対して資金
がどのくらい入つて来る予想をせら
れてゐるかといふことを承つてみた
い。
○〇〇〇〇〇〇 大臣の御説明にもありま
したが、現在のわが國の民間の資本の
蓄積力と申しますか、それらから見ま
して、公社が政府資金から離れて、一
応満足できるような拡張資金をたち
に借り入れらるゝといふことは、現在に
おいてはほんの十分には認められな
いといふことを率直に私も考へて、
それを明らかにしてお示しいたしてゐる次
第であります。現在かかる公社とい
つたしましたといふことにつきまして

は、国はわが国の電気通信事業の健全なる発達に對して、やはり責任を分担して行くという態勢にはなつておる。

う考えであります。もつとも國ができれば低利な資金をもつて、この事業を促進せしめるという政策も、私どもぜひとつていただきたいという考えは持つておるわけでありませう。

援助していただくと同時に、できるだけ資金を吸収しまして、ほんとうに便利な電気通信施設が提供できるような、その道を考えたわけでありませう。

と、國營であつても、法文規定の方法による資金は、やうやうと思へば入つて来る。あえてこれを資金が入つて来ないから公社にしなければならぬという御説明が、どうもふに落ちないので、もう一度、公社になつたがゆえに特別金が入るといふことについての御説明を願ひたいと思ひます。

つと一般會計で、いわゆる収入と支出というものを全然切り離して考えられておつた。これはほんとうに公益事業ではないのですが、そういういわば家内工業的な、大福帳的な時代から、特別會計をつくつて行こうという機運にだん／＼なつて行きました。その意味であります。昭和九年に通信事業特別會計が成立いたしました。ところが通信事業特別會計は成立いたしましたけれども、そういう過去のからを負つておるために、やはり事業的な色彩においては非常に欠けた特別會計制度であつた。わけでありませう。もちろん複式簿記もつておりませう。そういうものを戦後になりまして、昭和二十三年にもう一度特別會計を改正いたしましたわけでありませう。その改正におきましては、いわゆる公益性はもちろんであります。事業として經營的にやつて行くためには、資本主義の私企業において発達したあの經營技術というものを、十分取り入れて行く必要があるといふので、それをだん／＼取り入れて、いわゆる複式簿記もつて参りました。進めて来たわけでありませう。それから通信事業の中で、郵政事業と電気通信事業の持つ特性も幾分違ふ。これを事業的に確立するという意味において、昭和二十四年に両方がわかれて、おのその事業に適する事業形態をとる、事業會計制度もつて来る、こういうふうに努力いたしました。すべての流れというものは、この一つの大きな努力の歴史であつたわけでありませう。しかしながらこういうふうにとつて参りました。やはりこの特別會計といふ會計制度のあつた法律の中では、幾分

は、現在御承知のように電話に負担金というものを臨時特例として設けておるのであります。これが大体年間三十億から、数をふやしますれば五十億くらい入つて来るような計算になつておるのであります。もと／＼これは私も絶対的にいい制度とは考えてない。少くとも三万円なり、あるいは地方において二万円を負担しなければ電話がつかないといふことは、決して電話の理想体系ではない。むしろ何のために必要かといふと、結局拡張資金が足りない。拡張資金は長年の經營によりまして、料金によつて弁済して行けばいいものでありまして、従ひまして当初たくさん負担金を課するといふことは、できるだけ避けて行きたい。すなわち借金して返して行く、一定の利息をつけて返すといふことで、この企業がらつてに經營されて行かなければならぬといふふうに考へてゐるわけでありませう。それで私の方としては電話債券がこの面におきまして、相当今後一般日本の全体の産業經濟の復興に伴ひまして、これを負担するといふものと考へております。そうしますればできるだけこの債券にたよつて行くとい

る考えであります。もつとも國ができれば低利な資金をもつて、この事業を促進せしめるという政策も、私どもぜひとつていただきたいという考えは持つておるわけでありませう。

先ほどもつと御質問に對してお答え申しましませんでした。電話債券といふもの、國として出してもいいのじやないかといふような御質問があつたわけでありませう。ただ過去の國債の理論と申しますか、それにおいては、電信電話のごとく、ある意味においては生産的な公債につきましても、政府は公債全体として考へる。すなわち政府がたくさん借金を背負ひ込むといふことは、もちろん財政政策として一つの大きな悪影響があることは申すまでもないのであります。かかる生産公債を、まづたゞ一般の消費的な公債と同様に取扱われておつたといふ点におきまして、電信電話に關する公債の発行といふものが、非常に困難であつたといふ事實をお答え申し上げたいと思ひます。

〇石川委員 今の生産公債というのは、電信電話公債であると思ひますが、それは私は考へ方の問題だと思ひます。一つの電信電話の建設資金という特別の公債を発行するならば、國營でも公社でも同じだと思ひます。むしろ政府で發行する方が、信用を高めやしないかと思はれるのであります。今承つておられます。國營によつては資金がどうも集まつて来ない、こういう御説明であるけれども、この法文に示された資金が、公社になるから入つて来るといふ法文規定を見ても、また今の御説明を伺ひましても、國營でありました場合はかえつて入つて来るのじやないかと。従つて私は公社にしようと思ひ

〇横田(信)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。今お話がありまして、純理論的な問題として考へて行きますならば、國營であつても、國營の事業のままこれを經濟的にやり得る方法があるのじやないか、純理論的に言ひますと、そういうことも言ひ得られるのじやないかと考へます。しかしながらわが國の國家活動の中心が、やはりいわゆる監督行政に置かれておる。これはわが國の現状として、否定できない事實であらうと思ひます。そういう点から一般監督行政に中心が置かれる以上は、いろいろの財政制度を考へる場合に、やはりこれを総合的にある程度考へて行く。それがいろいろ會計制度、財政制度において入つて来る。これは同時に事實として避け得られないことだらうと思ひます。それでどの程度努力したかというお話もありましたが、われ／＼の通信事業の過去の歴史といふものは、そういう意味におきまして、この通信事業の經營態勢を經營的に——經營的にと申す意味は、決して營利的という意味ではありません。公益的使命を持ちながら、この事業を最も經濟的に、能率的にやつて行きたい、こういう努力をずっと続けて来た数十年の歴史であらうと思ひます。御承知のように最初ず

一般会計と違つた——一般会計においては御承知のように収入支出独立の原則、あるいは年度独立の原則、あるいは款項独立の原則、こういう原則がとられるわけでありまして、そういう点においてもある程度の例外を認めて、事業態勢らしくやつて来たわけでありまして、なおかつやはり一般的な規定以外の問題につきましては、一般会計法、財政法の規定による、こういうことになつております。それでその影響が案外大きな影響を持つてこちらへ流れて来る、こういう傾向を持つておるわけでありまして。

ただいまお話がありました資金の点につきまして、この公社にいたします理由は、ただ資金の一点だけではないのでありまして、資金の問題もありまして、そのほか事業の経営のやり方におきまして、あるいは人事管理の面におきまして、あるいは経営能力を高めるから、しかも経営能力を上げて行く。従業員は経営能力、いわゆる作業能率を十分上げて行くという意味において、今の人事管理の制度において、は、相当の欠陥があるのでございまして、そのほかまたわれわれの事業と申しますのは、これは監督行政ではなくて、やはり一般の公衆、一般の国民をお客様として、これにできるだけ安い経費で、サービスを提供して行くというところが、本来の使命であります。もちろん一般行政におきまして、これはデジタル・サービスという言葉もありまして、一般行政ももちろん国民のために奉仕するのが行政でありますけれども、しかしなおこの一般行政の面におきましては、国民全体のために、やはり国家権力というものを持

つということがもちろん必要なことであります。ところがわれわれの事業は、そういう権力を持つてやる事業ではない。やはりむしろお客様に対して、われわれのサービスをできるだけ能率を上げて安くお客様に提供しよう、これがわれわれの事業の形でありまして、そういう意味におきまして、やはり官僚制度という範疇にあるということ、これは、いろいろの面において見えざる意味におきまして、従業員全体の風風、これがやはり事業においてはなかなか大きな力を持つ契機を持つておるわけでありまして、そういう諸般の情勢を考へまして、こういう公社形態にしたのがいいだろうという結論になつたわけでありまして、資金の面だけではない資金の面におきまして、現在それなり国家資金以外に民間の資金が非常に入るかとおっしゃいますと、これはお話をのぞくと、すぐ民間資金から莫大なものをわれわれは調達できるとは思つておりません。また外資導入につきましても、これは今後の長い工作に依存する問題でありまして、いすれにしろ外資というものは、どうせヨーロッパ・ペースで入つて来るものであります。従ひましてこの公社事業の、いわゆる事業会計としての收支計算というものが非常に非難に付きり、いわゆる政府の会計的なものでなくして、事業会計的な意味においての見通しがつき、これにヨーロッパ・ペースとしての安心ができるという、これだけの実績を持つて行かないと、なかなかすぐに入つて来ないものだらうと思ひます。これも将来の問題と思ひます、そういう場合において、これを拒否するかと申しますと、これは国家資金以上に、

こういうものにおたよりするということとは、事業の将来にやはり悪い結果でなく、いい結果がある、こういうように考へております。日本の民間資金につきましては、さしあたりとしてはやはり国家資金の足りない部分、昨日もお話いたしましたように、一番われわれがお客様に御要望に添へられないのは、基礎設備の不足にあるわけでありまして、どうせ国家資金にたよるとしたとしても、これは国家全体としての資金運用部資金等も当然限度があるわけでありまして、それだけで今の需要と供給は、こんなに開いておるものをどうせ満たし得ない。あるいは地方において、ある都市においては、自分のところだけ考えればほしいという場合に、そういうときに自分のところの設備をふやしてくるなら、電信電話公債を引受けよう、こういうような要請があらうからに当然出て来るだらう。こういうように市外線との能力の範囲を考へながら、一応できる場合においては、この公債を引受けたいだいて、その場所における基礎設備をふやして行くということにおいて、相当やはり効果があるのではないかと考へております。それも一般公債というものの範囲においてやつてもできるのではないかと申してお話がありますが、これは先ほどもお話ししましたように、公債という面になりますと、やはり国家全体の活動というものが、一般行政に重点を置いておるということ、公債は現在特別会計におきかして、その負担はもちろん特別会計であります。その公債事務というものは、国家活動としては、やはり一体的にやつて行くということがある程度必要だ、こうい

うので特別会計の負担にはなつておりますけれども、公債の発行の手續、あるいは償還というものは、公債として一貫的に行つて行く、こういう形をとつております。それならそれを全部まわせばいいのではないかと、こういう議論も出て来るのですが、これはなかなか事実上むずかしい。というのは、あるいはソ連のように、すべての事業を国が経営しておるということになると、非常に大きな例外をどん／＼つくるといふことも考えられるのであります。が、一体に国家が直接こういう事業を営んでおるといふ部分は、国家全体の活動からいへば、なおわが国においては少いので、それに重点を置いてすべてやつて行くということは、努力いたしましてもなかなかむずかしい。それからもう一つの問題は、いわゆる国家の企業として国家企業経済法、あるいは国家企業財政法という、別の国家の名義においてはそういうものをつくつたらいのではありませんか、こういう議論も理論的に当然あると思ひます。財政当局におきかして、そういう議論は相当あります。しかしこの場合においても、事業になりますとある程度特性が出て来る。それなら専売も一つの事業じゃないか、それと同じ原則でこれもやつて行くということになると、共通の経済法、財政法によりまして、なおそれが十分実態に即しない部分も出て来ます。そういう点で、いわばその公共性を保持させながら、それを一つの企業体として独立させて行く。これは決して営利を中心とするという意味でなくして、国家政策としての問題は、政府なり国会できめていただき、その経営管理というものについて、十分

責任を持つてやらせて行く。それを今の経営管理的に見まして、十分効果のない点を救つて行くという制度を考へる。ここにいわば世界における一つの公共企業体というものの生れ出て来る。この理論があるのではないかと、こういうように一応考へるわけでありまして。

○石川委員 今私がお聞きしたのは、資金の面だけをお聞きしましたが、話がさらに別な方へ発展いたしました。が、それは私もお聞きしようと思つておつたのです。公社にしなければならぬ理由の御説明によりまして、財務会計、人事管理について活発な企業活動を阻害せられる、これを原因にされておる。が、どういふ制度があつて財務会計、人事管理について活発な企業活動を阻害したか、これを教へていただきたいと思ひます。

○横田(信)政府委員 具体的にこまかく申し上げますと、たくさんあるわけでありまして、もちろんこれも従来の発展過程において、だん／＼救済をして来られたわけでありまして、ある意味において、相当今までの観念でいへば、限度に達してある程度まで、特別会計あたりもかわつて来たわけでありまして。しかし先ほどから申し上げましたように、人事管理の面におきかして、こういう事業については、全然別の給與体系を考へて行かなければならぬ。今としては能率給制度を十分に取入れて行くというものが、相当無理があるろうかと思つております。それから行政と違ひましてやはり事業でありますので、現場第一線というものの、その今の段階を、今の一般の公務員の制度のごとくつて行くという場合に

おいて、その段階にずつと長くおつて、それで長く勤務しておつてもらつて、しかも給与が上つて行くというふうなことも当然必要であります。そういうことが現在においてなかつてきにくいという点もありません。

会計制度におきましては、今の国の会計制度というものが、やはり一般的には消費會計的な原則がとられます。それを事業的な特性を持たせて来ておりますが、しかも決算において、そういう現金主義會計というものは、やはり資本主義一般會計においては原則にならざるを得ない。その現金主義會計と、われわれの事業會計におきましては、ゆるゆる発生主義會計というものの両方を、今混同して採用しておりますが、そのために二重の決算をやつておる。これは実は事務手続としては非常に多数の人間を煩わしておるわけであります。しかもそういう形式主義というものが、こういう伸縮性のある事業において、この費目とこの費目は使つてはいかぬとか、あるいはこれをむしろ決算的に見て行くべきものを、いわゆる中央統制的にやつてしまふ。その形式に下からの計算を合せて来なければならぬ。無理に合すということが、事業として非常に弊害を起す。もちろんこれはいろいろ理論的には言えることじやないかというお話もありません。が、こういう行政的な面におきましては、やはり中央集権ということが一つの特徴になると思つております。ところがわれわれの事業におきましては、新たな拡張計画というふうなこともになります。相当中央統制にいたしてもいいわけですが、いわばお客さんの需要に対してわれわれの

サービスを含うようにして行く、こういう面に対しては、むしろすべてを決算的に持つて行く。お客さんが電報を打たれば、当然そのための紙がいる、あるいはそのための業務が相当にふえて来るというところは当然であります。それを予算で縛るのでなしに、むしろ決算的に見て行く、こういう形が相当進んでとられなければならぬと思ひます。そういうことを相当やろうと思つて、いろいろなところにひつかりができて来る。それも全部直したらいよいよやないかということの御議論も出ると思ひますが、それが先ほどから申しましたように、實際上の問題としては、これは今の国家機関のままで行くのは非常にむづかしい。今度公社になりまして、実はごらんのごとく過渡期的な公社でありますために、ほんとうの意味の理想的などといわれる経営管理の自主性というものを完全に持つところまでこれは行つてゐるかと言われまふと、なお幾分問題はあつて思ひます。しかし国家機関だけでやるよりは、ここまでは公社において進み得るということはできると思つております。これは同時に公社になつてからの今後の問題であります。御承知のように鉄道公社も、公社になりましたから、会計制度においても三回ぐらゐの改正を施してだん／＼進んで行つております。そういう意味で、やはり公社の実績、これに対する政府の信用、国民の信用というものとある程度並行しながら、この制度というものは発展し得るものであらう。従ひまして理論的な問題と実際的な問題両方から合せて行くと、公社にするのが一番妥

当であらう、こういう結論のように思つておられます。

○石川委員 そのようにある阻害がある、そして制約せられる、それを排除して行くということは、たとへば国営の中においてもでき得べきことではないでしょうか。たとえばさつきも言ひましたように、普通の會計から特別會計に移る、そういうふうにかえて行く。国営の体内において今言ふところの阻害を直して行くという努力が大切ではないか。その点、私と見解が異なるかもしれませんが、財産が万人の利益のためになるには、やはり国に納まるところは納まる。国がみんなのために財産を活用して行くというところに、われわれの生活の進歩と目ざすところがあると思ふ。公社でやれるものを、国家の体内でやれないということは、努力の傾注がなぜできないか。ここに障害があるが、新しい公社という形が、戦後以前からありましたけれども、大体においてヨーロッパにおいては新しい制度で、新しい制度ができ、よさそうだから飛び込んでみよ、こう言ひ。しかも公社制度というものは、国営から公社に移るといふことよりも、資本主義制度における私企業が発展した形態だ、こう見るのです。そうではないでしょうか。アメリカあたりもそう言つてゐるのではないのでしょうか。それをなぜ逆もどして来なければならぬか。国の体内においてではできない。できないというそのことを聞きたい。みんなも聞きたいと思ふ。せつかく国でやつておつたものを、公共企業体という、国と会社との中間みたいな制度に移つて来るのであるから、国では経営できない、絶対にできないのかどうかを聞きたいのではありませんか。この点はどういふものでしょうか。これはくどくくたつて相済みませんけれども、ひとつお聞きしたいと思ふ。

○横田(信)政府委員 お話の点につきまして簡単に申し上げます。今のお話のごとく、理論的に絶対にできないかと言われまふと、理論的に絶対にできないという点には同意いたします。しかし事実上の困難性は非常にあります。従来もこの点は非常に改正に努めて来たわけでありまして、しかしこれはたゞわれわれが努めるというだけではなしに、全面的な考えにおいて全体がかわつて来なければならぬという点が一つある。先ほど申し上げましたように、国営の中で共通の問題として取上げられる場合は、企業の一つ／＼の問題についての特性を十分考へて行くという点においては、相当困難があるであろうというところは当然言えるわけでありまして、それから今の世界的な傾向についてお話をしましたが、お話のごとく世界の傾向として、やはり私企業の社会化の一環として生れて来るパブリック・コーポレーション、公共企業体もあります。それから国営企業の能率化をはかるために、国が直接やらずに、これを企業体としてやらして行く、こういういわば国営の能率化という点からこの形態を採用して行く、こういう場合と二つあるわけでありまして、なおこの点は、しからばこうやつて公共企業体にしたために、お話の国営の長所が失われる、こういう心配が

なぜあるか、それはどこにあるかという問題が出て来るわけだと思ひます。この点は国営としてのよさは存続して行きたいというのが、パブリック・コーポレーションと申しますか、公共企業体の特徴だと思つております。国営としてのよさというものをとりながら、その経営管理の点において一歩進めて行く、これとしては公共企業体が最も妥当なわけはなからうか、こういう結論のように考えるわけであります。

○石川委員 だん／＼御説明を承つて、だん／＼了解がついて参りました。そこでだん／＼にうまく行くということでありまして、それではお聞きしますが、政府当局が最も力を入れておつた、活発な企業活動をやるために必要なのは、予算の弾力性をたつと、こういうことを書いておる。そうして會計について、四十條に予算の弾力性という規定をせられておる。ここにいう予算の弾力性ということをやつと聞いておきたい。これから組まれて参ります予算を、はあ、これが弾力性のある予算かというのを拜見しなければならぬのであります。それからよくこの弾力性というところをお聞きしておきたいと思つておられます。ところがこの弾力性というので、第四十一條を拜見して参りますと、こうあるのです。予算を作成して、郵政大臣が検討をして、大蔵大臣が調整をする。この四十一條の2、3、4、6、これらの規定で、いわゆる弾力性ある予算は御期待のようなものが出て来ますか。そこで来年はきつと弾力性ある予算を拜見いたしますことをたいへん楽しみにしておりますが、ところが今申

し上げましたような條文が活動して来ると、どこにどう弾力性というものが現われて来ますか。

○横田(信)政府委員 お話の四十條につきましても、これはいわゆる事業予算でありまして、この弾力性予算としての本質を持つていうことを明らかにいたしたわけでありまして、その本質を明らかにしたいということ、これだけでは内容はわからないやないかというお話は、まことにごもつともだろうと思ひます。これが具体的にどこにどう現われて来るかということになりますと、四十三條の予算総則、実はこの中に現われて来るわけでありまして、その意味におきまして、今後国会の御審議のときに、この予算総則というものを特に目を通していただきたい、これに十分御注意していただきたい。そうすると、弾力性が行き過ぎじやないか、あるいは弾力性が十分行っていないじやないかという点が、ここに具体的に現われて来るわけでありまして、どうか今後国会で御審議になりましますときに、十分これを御注意願ひたい。実は従来の予算において、ある程度そういう大蔵省との折衝、財務当局との折衝との間に、いろいろそういう考慮を重ねて参つたのでありますが、しかし相当限度は、それから今までの予算総則では、あれを見ただけではわからない。今度は弾力性の内容をここに書くということにいたしますので、その意味でむしろ国会の皆さん方にこの予算としての弾力性というものの内容が、今後の予算においてある程度明らかになつて来るという特性が出て参ると思ひます。どうか今後御審議願ひますときに、予算総則というものを十分御検討願ひればありがたいと思ひます。

○石川委員 そこで弾力性をせつかくこしらへられたが、どうも心配なのは四十一條の三項であります。ここに「大蔵大臣は、前項の規定により予算の交付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ」との調整が、先ほど来あなた方が非常に電氣通信事業に入つて来なかつたのは、政府の政策のためだ、政府の必ずしも理解が至当でなかつたということ、この調整に現われて来やしませんか。この調整というものは何を意味するか。大蔵省一流の国家財政という見地、こういう考えから、もしくは経済事情だという大蔵省一流の考え方から、その調整というものが来やしないか。それを許すのか。○横田(信)政府委員 お話の御趣旨は、われわれとしても御同情いただきまして非常にありがたいのであります。が、しかしこれはこの事業というものが、先ほどからお話いたしましたように、やはりこの拡張資金におきましては当然資金運用部資金、いわゆるこれは純粹の意味において財政資金ではありませんが、要するに政府の金です。これにお願ひしなければならぬ部面が相当多いので、それがまず第一点として考えられる。それからこれは今後の問題になります。今の外貨債につきましても、政府保証というものを受けておられます。これは先ほどからお話しましたように、すぐできる問題ではないのであります。つまり「シャル・ペー」について十分だということになれば、その可能性がある。その場合に政府保証だということになりますと、こ

れは一般會計の方でこの政府保証に対する債務負担行為というものは、一般會計で出さなければならぬ。それからもう一つは年度途中において、やはりわれわれの方も運転資金に不足する、この年度全体としてはある程度合つていても、途中で金が困ることが始終あるわけでありまして、そういう場合に、おいて一時借入金というものは存続するわけでありまして、そういうものについてやはり財政当局としましては、財政当局自身もこの内容について、そういう通信事業の要求はわかるけれども、一般財源としてもそこまではいけません。こういうことは当然出て来るわけでありまして、そういう意味におきまして建設関係もありまして、同時にいわゆる今の平素の運営についても借入金金の限度そのほかについてやはり全体的に見て行く、こういう問題が出て来るわけでありまして、そういう意味におきましてやはり財務当局で、そういう全体から見た調整というものは、これは全然否定するわけには行かない点があるのじやないか、こう考えられるわけでありまして。

○石川委員 それはここに働いて参ります場合は、御説のような場合だけ債券を発行して行つた、これは第一にはそれに応ずるだけの資金がないのだという大蔵省一流の見解でとめるとか、他の事業にまわすために通信債券の方はこれをとめるとか、これはあり得ないのですか。そういうことはやらないのですか。

○横田(信)政府委員 今お話の意味がよくわかりませんが、電氣電話債券につきましても、やはりこれは事業の特性にもつてやつて参りますが、そのうちに電氣電話債券を引受ける二つの種類があると思ひます。電氣電話債券を国が引受けようという場合が一つ……。

○石川委員 私の場合は一般の市場のことをお尋ねしている。

○横田(信)政府委員 もう一つは一般の民間で引受けようという場合がある。いろいろそういう意味におきまして一般民間から引受けようという場合には、通信事業は需要と供給で言うところ、供給力が非常に少いことはわかつて、公益的のもので国民全体のもので決して不当でないから、これを縛る必要はないということが大きな一つの問題であります。これにつきましてはそういう意味合いにおきまして、この民間の電氣電話債券の引受限度等を固定する必要はないじやないか、こういう御議論が当然出て来ることだろふと思ひます。この点はなおその上にあと一條文にありますが、民間からの借入れあるいは電氣電話債券の発行が一々郵政大臣の認可にかかつて、また大蔵大臣がこれに協議をするということに一つの場合になつてはいるが、こんなことはやらぬでもいいじやないかと、こういう御議論は出ると思ひます。この点はわれわれとしてはできれはそれが望ましいと思ひますのでありますが、同時に財務当局の方の見解もある程度合理的な点もあるものであります。それはどういふことかと申しますと、実は電氣電話債券をそうやつて市町村が引受け、引受けてあとしりて財務当局に持つて来なければいけませんが、これを引受けておいて金が足らないからといって財務当局に来る。これが今

までの実績で相当あるのだ。これでは困るので、その場合に非常に一般的にも影響が多いから、そういう意味ではやはり一々の場合について政府としては認可する必要があるのだ、大蔵大臣にも協議してもらふ必要があるのだ、こういうことが一つであります。それからもう一つの、この民間の公社債の電氣電話債券の限度をきめる問題、これを固定的にする必要はないじやないかという点につきましても、先ほどのいわゆる予算総則の中に、これは限度をきめても民間からのものについて余裕を持てるのだということを書いて行けば、この問題は解決できる。これは一応そういうことを了解事項にいたしております。

○石川委員 そこで今度はあとで問題になります。利益があまりな場合、国庫に納入するという規定がある。こういう場合で大蔵大臣は、国家予算の必要からそういうことを調整する必要があるというので、これで今の四十一條三項を使うようなことはないのですか。

○横田(信)政府委員 これはまずないものと私たち了解いたしております。これにつきましてもは利益及び損失の処理の点に書いてありますように、利益があつた場合にこうするということでありまして、初めから利益を生み出すために、利益金を生み出して初めから政府に納付金を先に優先的に取上げて、あとをくずしてしまおうという意味じやないものであります。利益金があつた場合にこうする、こういうことではあります。それ以上の詳しいことはまた……。

○石川委員 しかし昭和二十六年度特

い、従いまして人事院規則というものも適用されない。いろいろな点におきまして私ども現業機関として活躍するのに不便な点は、改められるというふ

うに考えております。たとえばさらに定員法の問題、これも関係ないことになる。従いまして、ただ給與総額というものがこれで押えられて参ります。これも一応押えられますが、さらにで

きれば私ども予算総則で彈力方法をつけたというふうに考えておるのであります。これは今後予算の折衝の際の問題でありますが、そういう觀念を持つております。たとえば施設が急に非

常に早くできた。それについて人を入れなければならぬという場合でも、定員法の改正がない限りは、臨時職でなければいかぬというようなことになるわけでありまして、そういうような面

は撤廃されて参ります。さらに給與準則の問題でございますが、これは目下準備をいたしております。しかし全体的の押え方は、かつてに何でもできるということではなくて、要するに政府

がこの公社を國の全額出資でやる。しかも國の資金を相當この事業の擴張整備に出す、また公共の利益も確保する、という観点からしてみますならば、やはりどの点だけを押えておくか。押

えるということは悪い意味じやないの
でありまして、国としてもそういう一
つの事業の発展について関連を持つと
いう観点から制約を加えて行くといふ
ことで、給與総額で押える。人員につ

いては、今十五万人おるが、これが非常に足りないというのなら、給與総額の範囲内において増すことは可能である。あるいは給與総額の範囲内であるならば、個人的なベースにつきまし

ては、これはある程度上げること可能であるという形になるわけでありま
す。それらの点が主として人事管理の
点において大きな問題があります。こ
とに現在いろいろ職階制の問題等がこ
ざいますが、一般の行政職員全体に通
ずる規定になりますと、どうしても現
業として不利な場合もある。非常に優
秀なオペレーターの人たちが、一定の
限度しか上げない。また非常に優秀な
技術員にしても、なか／＼抜擢昇給も
できないというような制限がありま
す。どうしても現在の公務員法等によ
つて制限されることは事実でありま
す。そういう点が公社におきましては
かなり解決しやすい。この実績は、結
局国鉄が公共企業体になつており、ま
た専売も公共企業体になつております
が、その職員と電氣通信職員の実体的
な給與がいかにあるかということ、は
現実が説明すると存じております。

○長谷川委員 関連して次官に伺いま
すが、ただいまは人事管理、給與等の
御説明のようでした。またこれととも
結論として、人事院の監督は受けない
のだ、こういうことでございますか。
○榎説明員 さようでございます。

○長谷川委員 そういたしますと、監
督は受けないのだから、つまり公社が
自主的な行動に出て行ける、こういう
解釈でよろしいでしょうか。
○榎説明員 公社におきまして、公社
の事業に最も適した制度がつくられ
る、こういう形になります。

○長谷川委員 そこで私のお聞きした
ことは、従業員各位もおそらく同一
の御意見だろうと思うのですが、私が
常に申し上げておる通り、電通事業の
本質から考えまして、遊んでおる人も

仕事をしておる人も同じ賃金だとい
うようなことが従来のあり方である。こ
れをどうしても今後能率的に運営して
行かなければならぬのだという建前
をとるならば高給率、高賃金制とい
うものをここに確立しなければならぬ
と思うのでございますが、それに對して
何かお考えがございませうか。
○榎説明員 その点につきましては第
三十條におきまして、「職員の給與は、
その職務の内容と責任に應ずるもので
あり、且つ、職員が發揮した能力が考
慮されるものでなければならぬ。」こ
の能率が考慮されなければならぬとい
う問題につきましては、私もさうで
ない問題にございまして、私どもす
て、報奨制度を實行したいと思ひ
ました。遂に実現を見ていないので
あります。公社になりまして、報奨制
度等も実施して行きたい、こういう考
えを持っております。

○長谷川委員 それではただいま私が
申し上げたような低給率、低賃金制で
はなく、高給率、高賃金制を確立する
ゆえんが三十條に規定されておるの
だ、こう解釈してよろしいわけでは
ない。
○榎説明員 さようでございます。

○石川委員 そこでお聞きしたいの
は、公社になつて人事の管理もいろい
ろ影響を来すわけですね。おそらく労働
組合と御折衝になつたことと思ひます
が、労働組合はこの公社案に賛成して
おられましたか。
○榎説明員 公共企業体になるにつ
きましては、組合及び電氣通信従業員の
全体が期待を持つておつたと私は考
えております。

○石川委員 あなたも大臣も、通信事
業はまず第一番に従業員諸君の協力を
得なければならぬ。發展して行かない、
こつとつしやつておる。だからこの案
をこしらへます。ついて、だから相談
されるより先に、従業員の組合と交渉
してやる。ところが、日ごろあなたのお
つしやる一番困難な方向に行くゆえん
だ。思うのですが、期待しておるで
はなく、實際やられて賛成しておつた
かどうか。あるいは何も相談しない
おやりになつたのか。

○榎説明員 その点は公社法案等を組
合にも正式に示しまして、意見も聞い
ております。ただ私も公社法案をつ
くりまして調査をやつております経過
におきましては、ずいぶん変更した
おることは事実であります。ただ先
ほど申し上げましたのは、全体的に公
共企業体に移るといふことについて、組
合も賛成しておると私は信じておりま
す。

○石川委員 信じておられるというの
が、了解があるようなお話しはなかつた
のですか。日本流に言へば、同じ家
の中ですから、一番先に賛成しておられ
なかつたのですか。
○榎説明員 公社になることには賛成
いたしております。

○石川委員 もう一つお聞きしたいの
は、提案説明によりまして、公社にし
て経営する、その理由の一つとして、
二十六年八月政令改正諮問委員会の答
申で、行政機構の改革というところで公
社にした方がよいという意見があつた
からというのを言うておられます
が、その答申の内容に、國際通信はこれ
を会社にしたい、会社にしたい方が
よいという答申があつたのでしょうか。

○榎説明員 私も答申のすべて承知い
たしてございせんし、またその會議の
内容自体を承知いたしております。こ
が、聞くところによりますと、公社に
なるより民営の方が非常に強かつ
た。これは國內電氣通信についてであ
ります。しかしながら最終的結論は、
公共企業体にするということでありま
す。國際通信と國內を分離してやる
というふうな方針にはなつていないよ
うに承知いたしております。

○石川委員 一體政府の御説明によ
るに、行政機構の改革の目的を達するた
めに公社案がいいのだ、経営の面、資
金の面、人事管理の面、一切の点にお
いてこの方がいいのだということを言
つておるのですが、どつちが理由なん
ですか。
○榎説明員 私どもこの公社になる経
緯につきましては、先日大臣からお
話がありましたように、相当長い前か
ら問題になつております。そこで結局、
それはわが國の電氣通信事業をもつと
能率的に経営したいとして、十分に設
備もできるよつち持つて行きたいとい
うところから發見いたしておつたわけ
であります。一方におきまして、行政
機構改革問題もその後につけて参りま
したので、公社に移るといふことは、
やはり電氣通信省をなくするといふこ
とにもなりますので、行政機構とあ
わせてこの問題が政府として方針が決定
された。こういう形になつておりま
す。

○石川委員 そこで先ほどから問題に
なつておりますが、公社形態としての
日本國有鐵道、それから専売公社、放
送協會、こういうものは公社としてま
だ完成はしないでございませうが、
一體予期のような方向に進んでおるの
ですか。
○榎説明員 これは私もまだ未經験
のものであります。但しいろいろと
公社法案を検討いたします場合に、私
どもいろいろ案を持っております。
しかしながらやはり現存しておる公社
との比較も、實際におきましては、最
終結論に至る時期におきましては、始
終検討されたのであります。一応この
公社法案は國鉄、専売よりさらに改善
されておる。従ひまして國鉄、専売等
におきまして、公社に關する法律の
改正がまた次の機会にされるのではな
いかと考えておりますが、公社とし
てもわが國におきましては、まだ経
験が浅いのであります。だん／＼と
發展して行くべきものであるといふ
うに考えております。

○石川委員 發展して行くべきである
といふのは、そう願うといふことで
す。願うの意思でしよう。現実に着手
してから、公社としてうまく動いてお
るよつちあります。どうか、これは公
聴會においてそれ／＼聞くことができ
ると思ひますが、あなたは非常によい
と見たかどうか、お伺いしておきた
い。
○榎説明員 公社と國營個々の問題に
つきましては、あるいはあるものにつ
きましては若干問題を生じておるもの
もあるでしようが、全体としまして
は、公社の方が利点が認められつた
といふふうに、私もさう思ひます。國
鉄の管理者、専売の管理者とも話し合
ひまして、いろいろとその経験も聞いて
おつた次第であります。

○石川委員 この公社に移します最も
重要な理由として説明しておるところ

によりますと、行政官庁の制約を脱する、民営の能率の経営技術を取入れるのだ、ここに公社の生命があるとこの言。そこでそういう御説明ならば、聞く方が常識はずれだとおっしゃるかもしませんが、ここにいう民営の能率の経営技術というのは何でしょう。それをひとつ伺います。どういふことを取入れて来ようというのですか。なぜこんな非常識なことを聞くかという、これがあるがゆえに公社に移す。そうすると、はあ、民営の能率的経営技術というものがちやんとあつて、多分医者の技術のようなつばなものがあつて、レントゲンかなんかでも持つて来るのかと思うのですが、それはどういふ技術なんですか。

○横田(信)政府委員 お話の点は、今後におけることは非常にむずかしい点であります。申し上げたいのは、民営の経営技術と申しますのは、いろいろな方面にあるわけでありまして、先ほどから申し上げましたとおり、財務制度におきまして、事業会計あるいは会計監査におきまして、今までのような形式的な会計制度でなく、いわゆる事業会計監査制度を確立して行き、あるいは今の複式簿記による財務総体としての成果を見て行く。先ほど申し上げました通りこれは事業でありますので、中央統制的な行き方から、流れ作業的なやり方をとつて行つて成果を見て行く、こういうやり方に行けるだけ事業をして行く。もちろん建設方面につきましては、これはことに予算統制的な方法が必要でありますし、その予算統制というの、今までのような非常に形式的な意味で押えて行く、わくさえ越えなければ年度

末に金をうんと使つても、あまり事業全体として批判にならないというやうなことでもなく、いわゆる基準的な問題としてこれを考へて行く、こういう行方、あるいは作業につきましても、いわば仕事の結果を指教的にいろいろ見て行く、結果を十分批判して行く、そこで原因を探究して行く、こういう経営が民間経営の相当の長所だろうと思ひます。こういう問題を十分取入れて行きたい、こういうことであります。

○石川委員 そういふような技術を国営では取入れられないのですか。先ほどの質問と重複するかもしれませんが、れども……

○横田(信)政府委員 大体先ほどの説明と重複いたしておると思うのであります。理論的には絶対取入れられぬとは申しません。しかし現実の問題としては非常に困難を伴う、こういうことであります。

○石川委員 それでは今度は法案を草別について、わからない点をお聞きしてみたいのであります。まず第一段に公社の性格についてお伺いしたいのですが、橋本委員からもきかれて適切な、さうして深い造詣のある質問がなされたのであります。私まだ御答弁によつては満足し得ないのであります。橋本委員の質問に對しまして、政府が答へになつたところは、企業の公益性を保持しながら、企業の能率化をはかる、こういうものが公社自体の本質だといふ、なるほど公社のある見方から見た一つの相である。私の聞きたいといふのは、法律上の性格をここに明らかにしたい。この法律上の性格を明らかにすることはなぜ必要かといふ

と、この全体の條文のこしらえ方、読み方といふものが影響されて来ると思ひますので、そこでこの公社が法律上何であるかとお聞きしましたら、次官が法人であるとおつしやつた。その法人とは、民法上の法人ではない、商事会社でもない、営利法人ではない、本法から生れた一つの法人だ、本法によつて法人格を得る一つの法人である、さういふのであります。さういふことなるのであります。

○横田(信)政府委員 お話の第二條のこの法人の性格の問題であります。これはたしか鉄道公社は公法人と書いてあつたと思ひます。その公法人の公をとつた意味は、別に深い意味はございません。実は公法人といふ公をつけてもつけなくても、これは全然同じなものであります。要するにこれはこの法律で特にくり上げたものだから公をつけたのだと思ひますが、されば私法民法あるいは商法の原則は全然適用がないかと申しますと、これはいふわけが契約といふものでありますので、本法で制限されておる事項、あるいはほかの法規でいろいろ制限されておる事項、さういふものについてはもちろんそのおの／＼の特別法で行くといふことになるわけでありまして、契約理論そのものについては、これは民法の場合も適用があるかと思つております。しかし法人としてこれはやはり事業をやるものでありますから、本法による法人であるといふことは、会社法にいう会社ではないのだといふことを非常に鮮明にいたしておる、さういふ字に御了解願ひまして、公という字は国鉄公社と違つておりますが、この点は実質的には何ら差異はない、さうお考

え願ひたいと思ひます。

○石川委員 そうすると何です。これをお聞きしたいのですが、本法によるところの法人は、まず本法によつてでき上つた特別の法人である。さうして本法の公社といふのは第一條の目的を持つて、第三條の業務を行う、第五條によつて資本を有する、さうして一機関として経営委員会を持つて、執行機関として役員を有する組織で本法において法人格を付與せられたものだ、さう理解してよろしゅうございませうか。あとで問題になりますからどうぞお考えの上で……

○横田(信)政府委員 その通りでございます。

○石川委員 さらに念を入れてこれをお聞きいたします。それでは第五條によつて所得した電気通信事業に供する財産を基礎として、第一條の目的を持つて電気通信事業を行う、一機関を持つた——これは経営委員会でありまして、さうして執行機関を持つた——これは役員を持つた法人だ、本法によつて創設せられた法人だ、さう承つてよろしゅうございませうか。

○横田(信)政府委員 さうであります。

○石川委員 そうなつて来ると、本法の法人は企業体でありますから、損益

は出て来る。御承知の通り損益がでるやうに法ができておる。六十一條の規定によりまして、これは損失金がある場合及び利益金がある場合の規定であります。利益金の場合には企業体が負担する。損失金の場合には損失を補填する。国庫に納入する。さうして積立金としておく。利益金のある場合は国家に納入するといふ規定があるのであります。が、この国家に納入する金額はどういふ性質ですか。

○横田(信)政府委員 先ほどちよつと触れたと思ひますが、実はこれは公共企業体のいわゆる資本金の構成の問題であります。たとえばイギリス等におきましては、最近できましたあの公社というのは、公共企業体はいわゆる政府の経営管理に對して自主性を十分發揮さうといふので、イギリスの公共企業体といふのは、今まで株を社債に転換いたして、その転換社債を交付して行くといふやうな方法をとつておるのであります。従つて出資金の問題についてはいろいろ方法はあつたわけでありまして、この電信電話料金といふものにつきましては、たとえば専売公社のタバコあるいは酒の問題と違ひまして、これによつて元來利益を収めようといふ意味でできたものではなくて、できるだけ安い経費で契約して行つて、実費はお客さんに負担していただく。これは全体的であります。さういふ意味の料金であります。従いましういゆる税金と違ふ、さういふ料金であります。この料金をきめる場合におきまして、今の社債の利子とかあるいはさういふやうなものを光に見て行つてこの料金をきめるのでなくて、さういふものを見ていない、いわゆる

利潤というものを考えていない原則で料金をきめて参つたわけでありまして、従いまして初めから出資者に対して一定の配当をするというようなことは、これは考え得られない問題です。従いましてもしこれを初めからやろうとしますならば、今の料金の改正というものをまず問題にして行かなければならぬ問題だらう、こう考えられるのであります。そういう意味で、この納付金の性質というものについて、疑問が出て来るわけでありまして、たださうばらばらとて現実に利益が出た場合に、一切出資者に対して還元は考えないかという点になると、ここに幾分の問題がある。ただそれは今のお客さんのため、それから事業のため、事業の将来の発展のため、これは結局お客さんのためになるわけでありまして、それから企業体自身の従業員も含めての問題、それから出資者の問題、この三者にある程度還元して行くというところはある程度考えられるのではないかと、うのが、この根拠であると了解いたします。

○石川委員 国庫に納入する利益金のうち、納入するもの、これは何ですか。資本を出してくれた資本の対価ですか。それを聞いておる。

○横田(信)政府委員 本質を分析いたしますならば、大体そう了解するよりはかたかと思ひます。

○石川委員 次官もこの間そうおつしやつた。それで当局の意思はわかつた。そうすると本法の法人は、本法の公社は利益を得る。そして出資者と見た人に配分するという性質の法人ですか。

○横田(信)政府委員 そういうものはございせん。ただ利益金が出た場合にどうするかというところであります。利潤を目的にして、それだけ必ず利潤を生み出すために行くという事業ではありません。

○石川委員 そこをやつてみなければならぬ。利益がありますね。従来の場合に、公益のためであらうとそれを使つて参ります場合には、営利法人ではないか。ある人にとりて利益を資本対価として配分して行く場合には、これはやはり利益の配当ということになりはしないか。利益があつた場合は、利益が損失ですからかまいません。利益があつた場合、国庫に納入するのであるから、利益配分はいいですか。

○横田(信)政府委員 この公社の問題は、利益を目的としてやるわけではないのであります。そういう意味におきましてこの法案についても、これは上の方に書いてあります。原則として積立金に組み入れる。特に予算で定めたものは別だ、こういう書き方になつては別です。原則としてはやはり積立金になつて、しかしこれも事業でありますので、ある程度の拡張再生産ということも必要だ、これは考えられるわけでありまして、これは全体にお客さんのためでもありますので、そういう意味で事業の能率を上げて行つて積立金ができて来る。これは事業のためにもなるし、お客さんのためにもなるし、従業員も含めての事業の発展のためにもなるので、私はごく妥当なことであらうと思ひます。あとはそういう場合に出資者に対して、そういう対価をある程度考へるということはどうなるかという問題であります。

が、これは確かに利益金の処分には違ひないのであります。

○石川委員 どうもわからなくなりまして、私の理解力がないのか、学がないのかわかりませんが、利益の配分ですね。あとでまた五條を問題にいたしますが、利益の配分を出資者と見てやります。出資者という言葉をあなたがお使いになつたのですが、配分するということになつたら、これは営利法人だという範疇に入らぬのですか。

○横田(信)政府委員 この会社に対しては、自己資本と他人資本とあるわけでありまして、この他人資本の方は御承知のように公債、借入金、いろ／＼あるわけでありまして、この借入金については、この法律の中の構成としたしましては、この借入れの金は一応政府が借主になつたものを一応政府のものにして、それと同じ額を今度は公社が政府に肩がわりして、これを政府から借りたようにする、こういうふうにして、それだけの利子を当然拂つて行く。こういう構成になるわけでありまして、この政府の金というものは、そういう意味で、ある意味においては借入金としても貸付金としても出て来るわけですから、それからこの自己資本は、これを政府から見れば、ある意味においては同じと考へられるかも知れませんが、このものについては元来無利子と一応考へた取扱ひをいたしておるわけでありまして、必ずしも利子を拂わない。しかし利益金があつた場合は、その利子にかゝるものとしてこれを拂うというくらの考へでありますので、お話の御質問の点とちよつと食い違ひかも知れ

かりませんが、要するに政府も全額出資をいつまでも無利子と考へないでもいいじやないかという点は、ある程度理論的に成立するのではないかと。昨日石原先生からは、もつと大分大きなお話のように承りましたが、私たちが一応そういうふうな考へております。

○石川委員 第五條を問題にしてみよう。第五條を問題にする前にちよつとお聞きしておきたいのですが、電信、電話創業以来、国がどれだけこの事業に資金というものを投入して、それが国がどれだけこの事業から収入を得ておつたかということをお聞きしておきたい。

○横田(信)政府委員 ただいまの御質問は、大体今の現状を御前座のお話だろうと思ひますが、実は……

○石川委員 この年次を開かなければ、終戦後のインフレになつてからの額は違ひますから、大体年度を……

○横田(信)政府委員 私どもの事業は、実は再評価しております。従いまして、一応昭和九年に特別会計になりました。同時に、その当時の財産価格をもつて自己資本にし、それからまた昭和二十四年に同特別会計がわかれたときに、その当時の帳簿価格を前提としてやつております。それが固有資本であります。固有資本が約三億であります。これは帳簿価格であります。それから後に積立金が昨年度までに五億できております。それからそのほか御承知の、これは繰入金と称してありますが、ガリオアの資金を繰入れてもらつたわけでありまして、ガリオアの資金は、この事業に対する繰入金となつておるわけでありまして、ガリオアの繰入れのほかに、たとえば進駐軍の工

事をやる、その設備をつくる、その設備資金というものは、繰入れて行くというところになつております。それが約百三十六億あるわけでありまして、これが今度の自己資本になる、これが政府資本にかゝるわけでありまして、そのほか実は借入金の方の中に、同じように借入金と繰入金とあるのです。その借入金と繰入金とを合算して、そのものは実は何年でしたか前に料金を改正するという場合に、一般国策から見ても、今料金をすぐ改正したくない、政府が損失を見てもよいから、料金の値上げを抑えよう、これは国鉄も通信もその当時やつたわけでありまして。たしか昭和二十一年か二年でした。そのかわりに値上げせずしてやつて行く。損失は、政府が一応一般会計から繰入れよう。しかしこれは繰入れという名前を使うけれども、後になつたら返せという繰入金が、約三十四億あります。そのうちのこの施行法の方に書いてあります約四億、これが今度自己資本の中で差引き計算したものが、その自己資本の中に移つて来るわけですから、それが今後政府出資の資金といたうことに大体なるわけでありまして、それに昨年度の決算、最後までまだ数字は固まつておりませんが、昨年度の剰余金というものがあれば、それが積立金になつて、自己資本になつて来る、こういうことになつて来るわけでありまして、

○石川委員 大体今日まで政府がこの事業のためにつぎ込んだ金は、幾つというところになりますか。

○横田(信)政府委員 そのほかに政府からの貸金につきましては、公債が現在三百八十五億、それから借入金が約百二億……

一〇

○石川委員 借入金はいいのですが、事業のために政府が無償でつぎ込んだ金です。借入金に返すのですから……。

○横田(信)政府委員 無償でつぎ込んだ金は、先ほど申しましたその金と、利子はとらないけれども返せという繰入金金の三十四億、それだけでありま

○石原(登)委員 ちよつと関連して……。今の昭和二十四年の固有資本が三億何ぼというのは、これはちよつと今の頭では判断できない。もちろん再評価していいわけですから、再評価して、今電気通信事業に投下しているところの、現在の時価で見積つたほ

○横田(信)政府委員 これは先ほどお話ししましたように、再評価という問題は非常にむずかしい問題でありまして、実はたなおろしを全部やらないとこれはできない。大体帳簿価格に残つておりますのは、御承知のように大体直接法をもつて命数に対してだん／＼落して行きます。それ以上に多く価値が減退しておるものもありますが、あるいはもつと多く見てよいものもあり

○石川委員 借入金はいいのですが、事業のために政府が無償でつぎ込んだ金です。借入金に返すのですから……。

○横田(信)政府委員 無償でつぎ込んだ金は、先ほど申しましたその金と、利子はとらないけれども返せという繰入金金の三十四億、それだけでありま

との自己資本の三億に相当するものだけ、ここから取出せということをお願いを、これはちよつと無理でありませんが、要するに借入金、繰入金、そういうものから来たものが、作業資産にもなり、流動資産にもなり、固定資産にもなつておる、こういうことである。固定資産が現在七百七十四億あります。固定資産が現在七百七十四億あるわけでありまして、これを再評価したらどのくらいになりますか、これは概算だけしか申し上げられませんが、七百七十四億が約二千億になるのではないかと、二億数百億になるのではないかと、こう思うわけでありま

○石原(登)委員 そうすると今の電気通信省の持つておる一切の財産を、もし私が売れと言つたら、二千億に売れる、こういうわけですか。私が二千億で買いたいと言つたら、一切二千億で売れるというわけですか。私の今聞きたいのはそういう意味です。今の時価に直したら何ぼか、おそらく石川さんの言われる意味もそういうことだろうと思ひます。

○横田(信)政府委員 今の評価と、売却する場合の評価と、作業状態を進めながら行く評価と、それによつてまた大分評価法がかわつて参ります。一応これは売れる財産として考える。売れる場合には、その価格なら売れるかということになる。また話は別なわけで、例の資産再評価法による大体の原則の大ざつばな率をかけるのとそれくらいになる、こういうことでもあります。

○石原(登)委員 これは別に他意はないわけですから、あまり慎重に扱われなくてもいいのですが、これは今ざつといつたら、大体このくらいはするでしょうねという程度でいいのですが、

ではもつとついでで質問いたしますが、電信電話の白書を読みますと、電話一本あたりの原価は二十五万円としてあつたですね。そうすると全国で何万本電話があるからしめられけれども、二十五万円に何万本をかけたものがどのくらいになるか、これは計算しないかとわからぬですが、そうするとあなたの方の電通本省の建物も入つておるのか、あるいは自動車も入つて、全体のものをひくくるめて電話の原価が二十五万円ということになつてゐるのか、事実電話を引くだけで二十五万円かかるのか、そういうことを知りたいので

す。それから今の二千億円というのはばかに安いのです。これは原価で買えるというのなら、とんでもないのです。あれだけの施設、あれだけの設備を持つておるものが二千億などといつたら、私はあしたにも買いたいのでありま

○横田(信)政府委員 別にそう警戒して申し上げてゐるわけでもありませんが、二千数百億と申しましたのは、大体今二千八百億を前提にして、減価償却を見込んでおられます。資産再評価法の方式をとれば、帳簿価格だけからこれをとつて行けば、二千七百億ないし八百億、こういうふうにお思ひになつていいと思ひます。別に他意はありません。

○石川委員 国庫がこの事業から今まで收納した金は幾らありますか。

○横田(信)政府委員 国庫が收納したと申しますのは、一般会計へ納めたものがどのくらいになつてゐるか、こういうことだと思ひますが、実は今ちよつと数字を持ち合わせておりませんが、終戦後は一つも納めておりません。

○石川委員 終戦前よりよろしくござい

○横田(信)政府委員 そうです。これは後刻数字を正確にいたします。実は今あまり当らない数字を申し上げます。これも失礼だと思ひますから……。

○石川委員 結局これは利用者が積み立ててこしらえて来た財産なのですかどうですか。政府でそれだけの金をつぎ込んでおりますか。それとも利用者が納めた金で財産ができ上つておるのですか。

○横田(信)政府委員 これがいわゆる利用者から納めたかと申しますと、これは従来のものはほとんど、一般会計のときは全然別ですが、特別会計になつてからも、拡張再生産は大体政府資金ないし借入金でやつて参りました。従いまし

○石川委員 第五條をお聞きいたします。第五條は「公社の資本金は、この法律の施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、政府が全額を出資する」と、この出資の意味はどうですか。

○横田(信)政府委員 先ほど申し上げましたように、今の流動資産、作業資産、固定資産に對應いたします借方の項目に對しまして、これの財源と申しますか、入つて来る元は借入れ資本、それから自己資本と、今の減価償却引当金、それから物品の価格調整引当金、こういう四つのものでわかれるわけでありま

線と電話機、そういうものだけ含めておるわけでありまして、そういうものに該當する電話設備負担金が現在までに三十三億ございまして、これをお客様の方からいただきまして、そのお客様

○石川委員 その出資ということの金額よりも、出資という意義を私はまず聞きたいのです。無償の贈與ということになるのか、合名会社における出資者というふうになるのか、株式会社における株主というふうにかつこうになるのか。そうじゃないとすれば、この法律で出資するということはどういうことにな

○委員長退席、關内委員長代理席

○石川委員 その出資ということの金額よりも、出資という意義を私はまず聞きたいのです。無償の贈與ということになるのか、合名会社における出資者というふうになるのか、株式会社における株主というふうにかつこうになるのか。そうじゃないとすれば、この法律で出資するということはどういうことにな

して、出資者に対するところの何の規定もない。ただここに出資するという出資者が現われてくる。資本の出資というのはいくつかの意味がある。

○横田(信)政府委員 公社の現在持つておる財産というものは、先ほど申しましたように借方に全部財産というものがあつたわけでありまして、その財産というものを今度は公社に引継ぐわけでありまして、金がどこから来ておるかというものが貸方にあるわけでありまして、これはその来たる元が、今のよそから借金しておるもの、公債とか借入金、これは借入金そのまま残るわけでありまして、これはやはり公社に引継いで行つても、借入金として実質上償還もする、利子も拂つて行く。それからそのあとに申し上げました減価償却引当金というものは、これは財産として当然財産価値から落していいものであります。これは直接法を使つて行つて、要するに財産は、最初引当金勘定をとりましたのが昭和二十三年からありますが、それまではそうじゃないのですが、この帳簿としては最初取得した価格を上げておる。しかしこれはだんだん価値が減殺して来るわけでありまして、その引当金勘定として一応充てておるものが引当金勘定です。これは財産そのものとしては別に考へていいわけでありまして、財産自身の価値から落してもいいわけでありまして、そのほかに残る自己資本というものはどこから来ておるかというところ、この自己資本に相当するものが借入金でないといふれば、これは作業財産としてこの公社に移したのはいくつか資本だといふことになる。その移した金は一体株で出したのか、何で出したかという

お尋ねのようですが、これは株式会社ではないので、株式として出したのではないといふことはもちろんでございます。○石川委員 あなたは経理の方は非常に明るいが、私の聞いておるのには法律上の意味を聞いておるのです。出資するといふのは、政府が出資者となつて現われるといふのですか。

○横田(信)政府委員 当然出資者となるわけでありまして、その出資について対価を求めるといふかという、これはそれをどうするかという建前の問題であります。これは公社の方の建前としては、今の法律の構成にありまして、今、利益金があつた場合、先ほどの納付金というものを予算で定めればいいかもしれぬけれども、別にこれを無償譲渡したという意味ではない。だから公社ができて、これをほかの方から金を持つて来て有償譲渡してもらったのではなくて、出資者がその対価をどうするかという問題は、本法に定めるところによつてやつて行くこと、こういうことでありまして。

○石川委員 それでは出資者だということになれば、出資者はこれに対してどういふ権利を持つのですか。そこで監督権といふことを聞いて来たといふことになる。大臣の説明によりまして、公共の福祉のために監督権を持つのだ、こう言うのですが、出資者としては全然持つていない。ところが大蔵省がいろいろなどところの條文によつて、公社に対して一つの権利を持つておる。それが出資者になればあたかも持てるかのごとく見られる。そこでこれはどうしても明らかにしておきたいのであります。一体政府の財産、国の財産が公社に移るといふことは、

出資する、出資するならば、どうして出資者に対してどうするといふ規定をここに置かないのか。無償で譲渡を受けるのならば、明らかに無償で譲渡を受けるというにすればよろしい。出資者だから出資返還請求権を國で持つておるといふのですか。

○横田(信)政府委員 これは本法で何か書かなければ、出資者が返還請求権をいつまで持つといふことではないと思ひます。しかし出資者としてそれならこれは譲渡で、出資者としての権利も何も主張しないかと申しますと、今の納付金の問題は、出資者として持つておるから、同時に出資者として持つておる範囲においての監督権も当然持つて来る。いわゆる支配権、そういうものも本法に定められておる限度においてのみ持つ、この御了解願ひいたします。

○石川委員 そこでこれは観念的だといふしやらないで、自由党の皆様も聞いていただき。法の運営にかかつて来るのですから……大臣はこう言つておる。公共の福祉の範囲において、公共の福祉を増進するために、國會及び政府から必要な監督をすると言ふ。あなたのお話では出資者としての監督権があつたと言ふ。しからばその公共福祉による監督権と、出資者としての監督権は、どの條文にどう現われて来たか、お知らせ願ひいたします。

○横田(信)政府委員 今の御質問は非常にむづかしい御質問でございますが、別に條文的にどれがどれというようにわかれておりません。もちろん政府が出資した場合は、普通の株主のように営利を目的として出資者になるわけではないのであります。出資者として考へる場合に、普通の株主のご

とくこれによつて大いに利益を得ようといふつもりで出資者ではないわけでありまして、そういう意味において出資者として政府が考へる場合も、当然政府という特性から、公益的な観念がある程度前提にするだろう、こういうことが当然考へられるわけでありまして。郵政大臣の監督は、大体これは公益的的使命に基く監督だと了解してよろしいと思ひます。大蔵大臣が協議にあたりまして言ふ場合においては、出資者としての公益的な問題以外に、出資者保護という意味においての注文を相当くつつけるだろう、こう考へられるのであります。でありますから、これはもちろん條文的にはわかれておりませんが、そういう意味の協議項目については、ある程度出資者の問題も入つて来る。しかし協議事項の中には出資者だけの問題ではなくして、今の借入金あるいは金融界の問題等も入つて参りますが、協議事項の——受ける側において財務當局は、出資者の利益保護といふこともある程度協議を受けた場合に注文をつけるというところはあり得ると思ひます。

○石川委員 どうもこれはお聞きしてもふに落ちないのですが、両方研究してみることにはしようか。これはあとで再質問することにいたします。あなたの御答弁の通りでよいかどうかをよく御相談なさつて、ここに出資者といふことを認めるということになります。この法文は変になります。出資者といふものが現われて来ます。出資者の権利義務といふものが出来なければなりません。國家がただ單純に公社に対して出資したならば、みな

のに出資した場合には、どういふ権利義務を國家が持つかといふことを明定しておきまじやないかといふのではないと思ひます。

「關内委員長代理退席、委員長着席」

ところが出資者に対して、第一條の目的を達するといふことになつて来る。と、六十一條の國庫納付金といふことがまた問題になつて来る。あの六十一條の國庫の納付金ですが、あれを見て参りますと、どうも資本に対する対価のように次官は御説明になる、そういうふうに見られる。そうすると、この法人格はかわつて来る。法人格がかわつて来ると公共企業労働關係法が一体適用になるかどうかといふ問題がまた出て来る。そういう幾多の疑点といふものが出来て来やしないかと思はれるのであります。この点は今御答弁いただかなくてもよいのであります。次官どうですか、なお御研究の上御答弁いただければ次の機会に譲りたいと思ひます。

○横田(信)政府委員 先ほど石川委員から單に利益の配当といふふうに申し上げたように引用されておりますが、実はこの規定を設けるにつきて、そういうような要素もあつた、あるいは税金も全然とつてない、あるいはまた公社ができたために、一般會計としては監督機構を設けなければならぬ。在来は特別會計で全部持つておつた、そういうような問題がありまして、さらにまた無期限、無利子で電通特別會計に繰入れた金もあるといふやうないろいろ原因から、この六十一條は私どもの主張から言へば大いに譲

○石川委員 どうもこれはお聞きしてもふに落ちないのですが、両方研究してみることにはしようか。これはあとで再質問することにいたします。あなたの御答弁の通りでよいかどうかをよく御相談なさつて、ここに出資者といふことを認めるということになります。この法文は変になります。出資者といふものが現われて来ます。出資者の権利義務といふものが出来なければなりません。國家がただ單純に公社に対して出資したならば、みな

のに出資した場合には、どういふ権利義務を國家が持つかといふことを明定しておきまじやないかといふのではないと思ひます。

「關内委員長代理退席、委員長着席」

ところが出資者に対して、第一條の目的を達するといふことになつて来る。と、六十一條の國庫納付金といふことがまた問題になつて来る。あの六十一條の國庫の納付金ですが、あれを見て参りますと、どうも資本に対する対価のように次官は御説明になる、そういうふうに見られる。そうすると、この法人格はかわつて来る。法人格がかわつて来ると公共企業労働關係法が一体適用になるかどうかといふ問題がまた出て来る。そういう幾多の疑点といふものが出来て来やしないかと思はれるのであります。この点は今御答弁いただかなくてもよいのであります。次官どうですか、なお御研究の上御答弁いただければ次の機会に譲りたいと思ひます。

○石川委員 どうもこれはお聞きしてもふに落ちないのですが、両方研究してみることにはしようか。これはあとで再質問することにいたします。あなたの御答弁の通りでよいかどうかをよく御相談なさつて、ここに出資者といふことを認めるということになります。この法文は変になります。出資者といふものが現われて来ます。出資者の権利義務といふものが出来なければなりません。國家がただ單純に公社に対して出資したならば、みな

作を披露してゐるのだから

○横田(信)政府委員 無条件と申しました意味は私もよくわからないのでありますが、出資のときには別に新たな条件はつけません。しかし本法についている条件が当然条件でありあります。

○石川委員 ところが本法には、この出資について何らの規定もございません。あなたのおつしやるた大蔵大臣の監督権ですか、出資者としての監督権というか、あるいは協議権というものがあつただけで、出資者として何の規定もございません。

○横田(信)政府委員 いや先ほど申し上げましたように、これが民間出資でありますならば、これは私的資本でありまして、あるいは公認会計士の何を受けるとか、そういうような条件が当然あるわけでございますが、これは検査院の検査を受ける、あるいはどういふものについては認可を受ける、本法に書いてあるようないふ条件が当然伴つて来る、こういうことであります。

○石川委員 それでは国がこの資本をおろすときに、これは資本でおろすのですか、配当も何も要求しない趣旨なんでしょうか。もう一度伺います。税金をとつて公社はこの出資をする場合に、何ら対価を要求しない資本でありますか。

○横田(信)政府委員 この出資につきましては、明らかに法律では予算で定める金額の範囲内において追加出資ができるということが書いてあるだけであります。その出資の性質というものは第五條第一項のものと同一であるというふうに考えます。もし特別のものにするということになれば、法律の改正が必要だということになります。

たしてあります。

○石川委員 だん／＼わかつて来ましたが、もう一度伺ひしておきます。二十一條の内閣の総裁、副総裁の任命権は、やはり資本監督、出資監督から来る条文ですか。

○横田(信)政府委員 先ほど追加出資を中心として、非常に監督権として分析して御質問があるわけですが、この法律におきましては、この法律によつて解釈するということ、他の観念はあまり入つておりません。そこで総裁、副総裁を内閣が任命するということも、この公社が要するに公企業体である、それから国の機関ではないけれども、第一條の目的のごとく、公共の福祉を増進するために政府が配当も何も要求しない、全額出資している公社であるというふうな観点から、すなわち公共的立場から内閣が任命するというふうな考えを以て、その基本的な観念は内面的な観念においては、その出資というものはあるいは考えられるというふうなことに解釈することもできるかと思ひますが、大体現在ある公社につきましては、結局NHKは形態において別でございますが、結局国民の財産というものを全額公社にまかしてやつて行くという観念からいへばと併せて行くとするものが、その底流にあるというところと認める次第でありますけれども、その性格としましては結局全額政府の出資であつて、他のものは全然出資していない。しかもこの公社は独占的に公衆電気通信事業を経営するというふうな公社の性格から、こういう規定を設けたものと解釈いたします。

○石川委員 ちよつと問題をかえてみましょう。少しこんがらがつて来ましたが、業務権が公社に移つたという御説明であります。電信法を見て参ります。この電信法二十三條、二十四條はまだ生かしておく条文でありますか、必要な条文ですか。

○横田(信)政府委員 全然いじつてないものにつきましては、残しておくつもりでございます。

○石川委員 それで二十三條の規定によりまして、「電信又は電話ニ関スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ」二十四條「電信又は電話ノ取扱ニ関シテハ政府ハ損害賠償ノ責任ヲ公社に移つてしまつたらこの条文は必要ですか。せつかくこの法案に付随して電信法を改正してもよろしいのでありますから、まづ存在する必要があるならばその理由をお伺ひしたい。

○横田(信)政府委員 二十三條につきましては読みかえておりませんが、二十四條につきましては読みかえて公社になつております。二十三條は「命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ」ということで、その後ほとんど全部改正いたしました。これは現金主義をとつておりますので、これはほとんど実益のない規定でございます。それから二十四條の無賠償責任につきましては、新立法の際考へております。こういう考へでございます。

○石川委員 結局二十四條はいらない条文でしよう。

○横田(信)政府委員 いろいろでございます。

○石川委員 公社と読みかえるならば、公社は電信電報の取扱ひをやつても、何らそれによつて利用者に及ぼした損害賠償の責任を任ぜずというのですか、これを聞きたい。

○横田(信)政府委員 この法律は、在来政府が行つておりましたと同様に、無賠償責任でこの際は行くという方針にいたしております。

○石川委員 そうすると国家賠償法の関係はないのですか。国家すらも賠償責任を持つ場合、二十四條において公社が何ら損害賠償の責任に任ずる必要がないという理論上の根拠は……。

○横田(信)政府委員 その点につきましては、たとへば国際通信につきましては、條約上やはり無賠償になつておるのであります。そこでこれは非常に言い訳にしておきましては、この点について検討を加えておるわけでございます。今度公社法を制定する場合におきまして、電信法の根本的改正が、できるだけ時期を同じにいたしておるわけでございます。すけれども、若し遅れますが、この際この條文を直しますと相當複雑に相なりますので、これはしばらく譲つた、今まで通りの形にしておいた、これだけの意味しかないのでございます。

○石川委員 その点を聞いて、あとは次会にお伺ひすることにして、きょうの最後の一つ第六條に規定する登記につきまして聞いておきます。会社が設立のときは、本法によりまして、また次官も御説明になつたのであります。が、本法施行の日、こうまず解釈され、経営委員は事前任命を受けるのであります。第二條において職員を引継ぎされ、第三條において権利義務も全部引継ぎされ、従つて資産も引継ぎされる。そうなつて参りますと、ここで会社が設立いたしましたとしても、まだ出て参りませんのは執行機関である。総裁、副総裁になりますか、理事になりますか、それはいつ出て来るのでありますか。

○横田(信)政府委員 執行役員は七月一日に任命する、こういうことにはいたしております。

○石川委員 そこで七月一日から準備万端お整えのようでありまして、政府が任命するのでありますけれども、国会にどういふ人がなるかということを知らせてほしいと思ひますが、どなたに予定されておりますか。

○横田(信)政府委員 これは内閣が任命いたしますので、現在のところ私も全然承知いたしていません。

○長谷川委員 私は一つ聞いておいて次会の参考にするんですが、横田君に聞くだけけれども、会社というものの性質、定義を言つてくれというわけじゃないんだけれども、これをおつくりになつたあなた、会社というものの大づかみでいいたる定義をひとつ聞かせてもらいたい。国際電話株式会社、これだけをひとつ聞かしていただいてえれば、それだけでいいのです。

○横田(信)政府委員 私、会社の専門家でないのでありますので、答弁が非常に簡単になるかと思ひますが、要するに株式会社であります。株式会社であります。が、特殊会社として公益的色彩の濃厚な事業でありますので、必要なる監督を設けるといふ意味に於いての特殊会社であります。

○石川委員 ちよつとさつき登記の方の質問につけ加えさせていただきます。そうすると会社が施行の日にでき上り、登記は総裁が任命されてから総裁がやる、執行機関によつて登記する。その間に日にちが参りますが、そのあ

○横田(信)政府委員 この法律は、在来政府が行つておりましたと同様に、無賠償責任でこの際は行くという方針にいたしております。

○石川委員 そうすると国家賠償法の関係はないのですか。国家すらも賠償責任を持つ場合、二十四條において公社が何ら損害賠償の責任に任ずる必要がないという理論上の根拠は……。

○横田(信)政府委員 その点につきましては、たとへば国際通信につきましては、條約上やはり無賠償になつておるのであります。そこでこれは非常に言い訳にしておきましては、この点について検討を加えておるわけでございます。今度公社法を制定する場合におきまして、電信法の根本的改正が、できるだけ時期を同じにいたしておるわけでございます。すけれども、若し遅れますが、この際この條文を直しますと相當複雑に相なりますので、これはしばらく譲つた、今まで通りの形にしておいた、これだけの意味しかないのでございます。

○石川委員 その点を聞いて、あとは次会にお伺ひすることにして、きょうの最後の一つ第六條に規定する登記につきまして聞いておきます。会社が設立のときは、本法によりまして、また次官も御説明になつたのであります。が、本法施行の日、こうまず解釈され、経営委員は事前任命を受けるのであります。第二條において職員を引継ぎされ、第三條において権利義務も全部引継ぎされ、従つて資産も引継ぎされる。そうなつて参りますと、ここで会社が設立いたしましたとしても、まだ出て参りませんのは執行機関である。総裁、副総裁になりますか、理事になりますか、それはいつ出て来るのでありますか。

○横田(信)政府委員 執行役員は七月一日に任命する、こういうことにはいたしております。

○石川委員 そこで七月一日から準備万端お整えのようでありまして、政府が任命するのでありますけれども、国会にどういふ人がなるかということを知らせてほしいと思ひますが、どなたに予定されておりますか。

○横田(信)政府委員 これは内閣が任命いたしますので、現在のところ私も全然承知いたしていません。

○長谷川委員 私は一つ聞いておいて次会の参考にするんですが、横田君に聞くだけけれども、会社というものの性質、定義を言つてくれというわけじゃないんだけれども、これをおつくりになつたあなた、会社というものの大づかみでいいたる定義をひとつ聞かせてもらいたい。国際電話株式会社、これだけをひとつ聞かしていただいてえれば、それだけでいいのです。

○横田(信)政府委員 私、会社の専門家でないのでありますので、答弁が非常に簡単になるかと思ひますが、要するに株式会社であります。株式会社であります。が、特殊会社として公益的色彩の濃厚な事業でありますので、必要なる監督を設けるといふ意味に於いての特殊会社であります。

○石川委員 ちよつとさつき登記の方の質問につけ加えさせていただきます。そうすると会社が施行の日にでき上り、登記は総裁が任命されてから総裁がやる、執行機関によつて登記する。その間に日にちが参りますが、そのあ

○横田(信)政府委員 この法律は、在来政府が行つておりましたと同様に、無賠償責任でこの際は行くという方針にいたしております。

○石川委員 そうすると国家賠償法の関係はないのですか。国家すらも賠償責任を持つ場合、二十四條において公社が何ら損害賠償の責任に任ずる必要がないという理論上の根拠は……。

○横田(信)政府委員 その点につきましては、たとへば国際通信につきましては、條約上やはり無賠償になつておるのであります。そこでこれは非常に言い訳にしておきましては、この点について検討を加えておるわけでございます。今度公社法を制定する場合におきまして、電信法の根本的改正が、できるだけ時期を同じにいたしておるわけでございます。すけれども、若し遅れますが、この際この條文を直しますと相當複雑に相なりますので、これはしばらく譲つた、今まで通りの形にしておいた、これだけの意味しかないのでございます。

○石川委員 その点を聞いて、あとは次会にお伺ひすることにして、きょうの最後の一つ第六條に規定する登記につきまして聞いておきます。会社が設立のときは、本法によりまして、また次官も御説明になつたのであります。が、本法施行の日、こうまず解釈され、経営委員は事前任命を受けるのであります。第二條において職員を引継ぎされ、第三條において権利義務も全部引継ぎされ、従つて資産も引継ぎされる。そうなつて参りますと、ここで会社が設立いたしましたとしても、まだ出て参りませんのは執行機関である。総裁、副総裁になりますか、理事になりますか、それはいつ出て来るのでありますか。

○横田(信)政府委員 執行役員は七月一日に任命する、こういうことにはいたしております。

○石川委員 そこで七月一日から準備万端お整えのようでありまして、政府が任命するのでありますけれども、国会にどういふ人がなるかということを知らせてほしいと思ひますが、どなたに予定されておりますか。

○横田(信)政府委員 これは内閣が任命いたしますので、現在のところ私も全然承知いたしていません。

○長谷川委員 私は一つ聞いておいて次会の参考にするんですが、横田君に聞くだけけれども、会社というものの性質、定義を言つてくれというわけじゃないんだけれども、これをおつくりになつたあなた、会社というものの大づかみでいいたる定義をひとつ聞かせてもらいたい。国際電話株式会社、これだけをひとつ聞かしていただいてえれば、それだけでいいのです。

○横田(信)政府委員 私、会社の専門家でないのでありますので、答弁が非常に簡単になるかと思ひますが、要するに株式会社であります。株式会社であります。が、特殊会社として公益的色彩の濃厚な事業でありますので、必要なる監督を設けるといふ意味に於いての特殊会社であります。

○石川委員 ちよつとさつき登記の方の質問につけ加えさせていただきます。そうすると会社が施行の日にでき上り、登記は総裁が任命されてから総裁がやる、執行機関によつて登記する。その間に日にちが参りますが、そのあ

ります間に起つて来る公社の権利義務の關係はどうなりますか、それから国の権利義務の關係……。

○報説明員 登記の具体的なものは、政令でできるだけ簡略に定める形になつておりますが、これはあくまで對抗要件でございます。効力としては発生するといふふうに考へております。登記の日をもつて発生する對抗要件でございます。登記した後でなければ第三者に對抗できないというだけでございます。

○石川委員 そこで聞きたいのですが、会社が成立いたしますと、料金は会社が成立した日から利用者に對して請求するのでしょうか。ところが利用者の方は登記がまだできないといふので、登記の日までは会社に拂わなうといふ對抗はできませんか、その処置はどうなりますか。こまかいようであります。私がそれをなぜ聞くかといふと、大体終戦後の立法は登記を成立要件としております。ところが公社法人と名乗つておるものは鉄道公社、専売公社というものがあつて、本法だけは對抗要件を持つ。どうして政府はある場合には對抗要件、ある場合には成立要件とするか、これをたゞしてみたいからお聞きしておるのあります。

○報説明員 公社は七月一日をもつて当然設立されたこととなります。従いまして料金問題について、第三者の對抗要件に該当するということになります。すれば、それまではとれないということにはなりますが、登記も七月一日をもつてやるようにしたい考へであります。

○石川委員 長時間にわたつて失礼い

たしました。あとの質問は次会に会社を中心にして伺ひたいと思ひます。今日はこれで終ります。

○田中委員長 本日はこの程度にとどめまして、追つて次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午後四時九分散会

第十三回国会衆議院電氣通信委員會
議録第二十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	二	六	條(第三十七條)	條(第三十七條)
一	二	七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	二十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	三十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	四十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	五十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	六十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	七十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	八十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十一	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十二	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十三	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十四	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十五	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十六	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十七	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十八	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	九十九	條(第七十七條)	條(第七十七條)
一	二	一百	條(第七十七條)	條(第七十七條)

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所